

職 補 — 1 4 7

令和2年3月31日

各実施機関災害補償担当課長 殿

人事院事務総局職員福祉局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る公務災害及び通勤災害の認定について(通知)

新型コロナウイルス感染症に係る公務災害及び通勤災害の認定に当たっては、下記のとおり対応していただきますようお願いします。

記

- 1 人事院規則16—0（職員の災害補償）第2条及び別表第1第6号において細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したために発症した疾病については公務上の災害とされており、また、同規則第3条第2号において通勤に起因することが明らかな疾病については通勤による災害とされているので、新型コロナウイルス感染症についても、これらの規定等に基づき適切に公務災害及び通勤災害の認定を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る公務災害及び通勤災害の認定が困難である場合には、関連する資料を添えて当職まで相談すること。

以 上